

# 知っ得! 税金あれこれ なっ得!

## 固定資産税

### <土地>

#### 遊休農地の解消や農地利用の効率化などのため 農地に対する地方税法が変わりました!

※市街化調整区域（農業振興地域内）の農地が対象です

#### ○固定資産税の軽減が受けられるようになります

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、新たに農地中間管理機構に特例の期間内（平成28年4月1日～平成30年3月31日）に貸し付けた場合、貸付期間に応じて対象の農地の固定資産税が2分の1に軽減されることになりました。

※農地中間管理機構への貸し付けに関する詳細は、農水振興課（☎354-8180）へお問い合わせください

貸付期間	10年	15年
軽減期間	3年間	5年間

農地中間管理機構とは？  
農地の貸し借りを仲介する  
公的機関のことだよ



#### ○遊休農地の固定資産税の取り扱いが変わります

毎年、1年を通じて農業委員会が農地の現地調査をします。この調査の結果、遊休農地と判断した場合、所有者に今後の農地の利用などについて意向を確認します。その後、遊休農地が意向どおり利用されているか再度現地調査をし、調査結果に応じて固定資産税の取り扱いが次のように変わります。

##### ①農地として活用または適正に管理されている場合

従前の固定資産税が継続されます。

##### ②農地中間管理機構に貸し付けた場合

従前の固定資産税の2分の1に軽減されます。

##### ③上記のどちらにも当てはまらない場合

農業委員会から、農地中間管理機構と農地の貸し付けについて協議するよう勧められます。

<協議を勧められた後>

協議を勧められた日の属する年の12月31日までに①または②を選択した場合は、①②それぞれの固定資産税となります。なお、放置したまま1月1日を過ぎた場合は、翌年度以降の固定資産税が約1.8倍に上昇します。

（農地は、正常売買価格の55%を評価額とする特例が適用されていますが、この特例が適用されなくなります）

※遊休農地に関する詳細は、農業委員会事務局（☎354-8271）へお問い合わせください

※農地の評価額・税額に関する詳細は、資産税課（☎354-8134）へお問い合わせください

目次	■ 固定資産税・都市計画税	..... 1～3
	■ 事業所税	..... 3
	■ 市県民税	..... 4～6
	■ 軽自動車税	..... 7
	■ 納税	..... 8

この記事は、平成28年11月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



平成28年12月下旬号別冊

## <家 屋>

# 「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く） ※延床面積50㎡以上 ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く） ※延床面積50㎡以上 ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上
要件・手続き	改修後3カ月以内に減額申告書の提出が必要です 一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます ※その他要件や必要書類など詳しくは、資産税課家屋係までお問い合わせください		
減額内容	<b>1/2を減額</b> 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸あたり120㎡相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額	<b>1/3を減額</b> 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸あたり100㎡相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能	<b>1/3を減額</b> 工事が完了した年の翌年度1回限り。 一戸あたり120㎡相当分まで

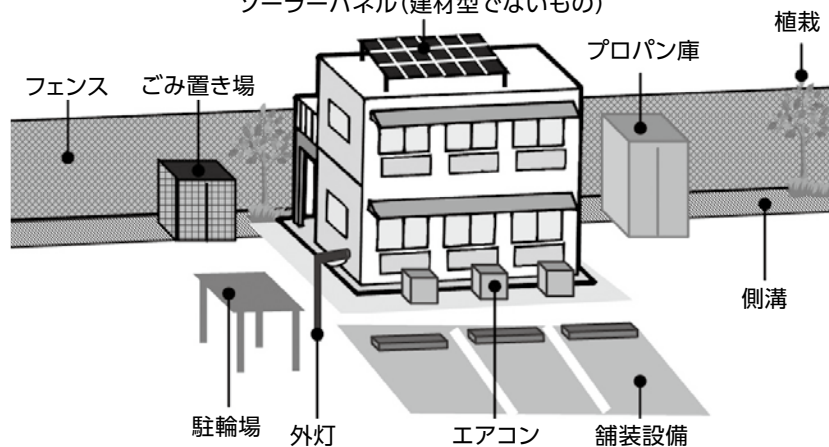
## <償却資産>

# 事業主やアパートの経営をしている人は償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしたりしている法人や個人が所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

平成29年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、1月31日(火)までに申告をお願いします（eL-TAXによる申告も可能です）。「申告書」と「申告書の手引き」は12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです  
（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）  
ソーラーパネル(建材型でないもの)



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309

✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

# 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

**都市計画事業とは** 「都市計画施設」の設備に関する事業および市街地開発事業をいいます。  
都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくてはならない施設です。

**課税対象資産** 都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です。

**納税義務者** 該当する土地または家屋の所有者です。

**税額の計算方法** 課税標準額(※)×0.2%(税率)  
※該当年度の価格(評価額)が原則として課税標準額となります。ただし、土地については負担調整措置や住宅用地の特例等に該当する場合は異なります

**納税の方法** 固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 土地係** ☎354-8134 FAX 354-8309

**家屋係** ☎354-8135 FAX 354-8309

✉shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

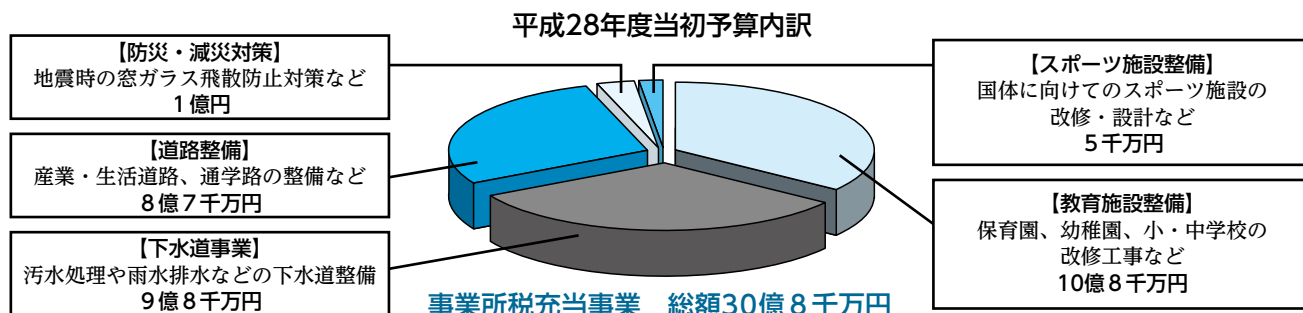
# 事業所税

**事業所税とは** 事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で、政令により指定された都市などで課税されています。

**事業所税のしくみ** 事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

	資産割	従業者割
<b>納税義務者</b>	市内の事業所等の合計床面積が <b>1,000㎡を超える</b> 事業者	市内の事業所等の従業者数合計が <b>100人を超える</b> 事業者
<b>課税標準</b>	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員も含む)への支払給与総額
<b>税率</b>	床面積 <b>1㎡につき600円</b>	従業者への支払給与総額の <b>0.25%</b>
<b>申告方法</b>	申告納付(eL-TAXによる申告も可能です)	
<b>申告(納付)期限</b>	<b>法人</b> 事業年度終了の日から2カ月以内	<b>個人</b> 事業を行った年の翌年の3月15日まで

**事業所税の用途** 事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています。



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「事業所税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係** ☎354-8133 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

セルフメディケーションを進めるために

## スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)が新しく始まります

～平成29年1月1日以降に購入する かぜ薬などが対象です～

国では、自分自身の健康に責任を持ち、身体の軽い不調は自分で手当てを行うセルフメディケーションを推進しています。その一環として、医療費控除の特例となる、スイッチOTC薬控除が創設されました。

現行の医療費控除は、ご自身や生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費（病院の診療代・入院費、薬局で購入する医薬品など）が一定の金額を超えた場合に、所得控除を受けることができる制度です。

それに対して、スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）は、一定の取り組みを行う〔特定健康診査（いわゆるメタボ健診）、予防接種、定期健康診断（事業主健診）、健康診査（いわゆる人間ドックなどで医療保険者が行うもの）、がん検診のいずれかを受ける〕人が、その年にスイッチOTC医薬品を購入し、その金額が年間1万2千円を超えた場合に、その購入費分（年間10万円を限度）の所得控除（最大で8万8千円）を受けることができる制度です。この制度の対象となるスイッチOTC医薬品の購入期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間で、控除の適用年度は平成30年度から平成34年度までです。

なお、スイッチOTC薬控除の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。スイッチOTC薬控除か現行の医療費控除のうち、申告者ご自身に有利な方（控除額の多い方）を選ぶことができます。

### スイッチOTC医薬品はどんなもの？

スイッチOTC医薬品とは、薬局やドラッグストアなどで処方箋が無くても購入できる「要指導医薬品」および「一般用医薬品」のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）のことです。

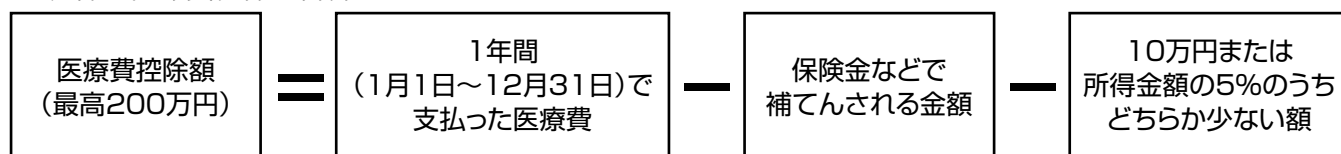
対象となる医薬品の薬効としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがあります。対象品目一覧は、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>) に掲載されています。



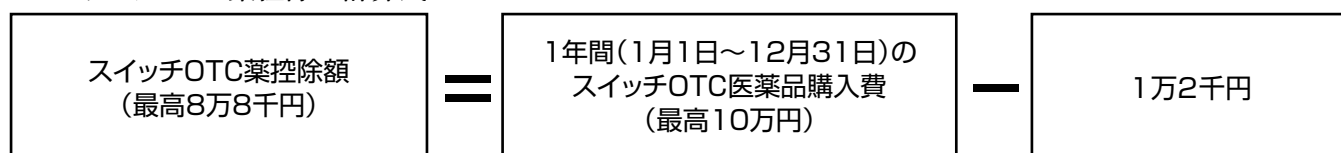
### ○現行の医療費控除の計算式とスイッチOTC薬控除の計算式

計算式は以下のとおりです。

<現行の医療費控除の計算式>





<スイッチOTC薬控除の計算式>



## ○現行の医療費控除とスイッチOTC薬控除の控除額の比較について

現行の医療費控除は、スイッチOTC医薬品とその他の医療費を区別せず、医療費の合計額で計算します。一方、今回新しく創設されたスイッチOTC薬控除は、スイッチOTC医薬品の購入費だけを基にして計算します。スイッチOTC医薬品の購入費によって、**現行の医療費控除を適用した方が控除額が多い場合とスイッチOTC薬控除を適用した方が控除額が多い場合があります。**具体的な計算例は以下のとおりです。

具体例) 「医療費の合計額 (保険金などで補てんされる額なし)」は同じで、スイッチOTC医薬品の購入費が異なる場合

Aさん		Bさん	
【所得金額】	250万円	【所得金額】	250万円
【医療費の合計額】	15万円	【医療費の合計額】	15万円
<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ スイッチOTC医薬品の購入費 <u>3万円</u></li> <li>└ その他の医療費 12万円</li> </ul> (保険金などで補てんされる額なし)		<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ スイッチOTC医薬品の購入費 <u>11万円</u></li> <li>└ その他の医療費 4万円</li> </ul> (保険金などで補てんされる額なし)	

現行の医療費控除を適用した場合 (Aさん・Bさん)

15万円(医療費の合計額) - 0円(保険金などで補てんされる額なし)  
 - 10万円(10万円または所得金額の5%のうちどちらか少ない額) = 5万円

**控除額 5万円**

スイッチOTC薬控除を適用した場合 (Aさん)

3万円 (スイッチOTC医薬品の購入費)  
 - 1万2千円 = 1万8千円

**控除額 1万8千円**

スイッチOTC薬控除を適用した場合 (Bさん)

11万円 (スイッチOTC医薬品の購入費)  
 - 1万2千円 = 9万8千円

最高8万8千円のため **控除額 8万8千円**

現行の医療費控除 (5万円) > スイッチOTC薬控除 (1万8千円)

現行の医療費控除 (5万円) < スイッチOTC薬控除 (8万8千円)

よって、Aさんの場合は、  
**現行の医療費控除**を適用した方が  
 控除額が多いことになります。

よって、Bさんの場合は、  
**スイッチOTC薬控除**を適用した方が  
 控除額が多いことになります。

平成29年度(平成28年分)から税の申告には

# マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示 または 写しの添付 が必要です



平成28年1月からマイナンバーの利用が始まっています。税の分野においては、平成29年度(平成28年分)の申告から市県民税申告書、所得税の確定申告書に申告者と扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。また、申告書に記載されたマイナンバーについて番号確認と身元確認を行いますので、申告会場へお越しになるときは、下記の本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)をお持ちください。なお、郵送で申告する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。 ※扶養親族の本人確認書類は不要です

## 本人確認書類について

	番号確認書類 (マイナンバーを確認できる書類)	身元確認書類 (記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類)
マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの人	マイナンバーカード (番号確認と身元確認の両方ができます)	
マイナンバーカード をお持ちでない人	次のうちいずれか1つ ・通知カード ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り)	次のうちいずれか1つ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・療育手帳 など

※確定申告書をe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です

## ○マイナンバーが記載された書類の管理および利用について

市では、マイナンバーの適切な管理および利用について、四日市市個人情報管理規程に則り、個人情報にアクセスできる職員の限定、個人情報管理システムのインターネット接続環境からの遮断、防犯カメラの設置、書庫のセキュリティ強化など、個人情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じています。また、行政間で行うマイナンバーを含む情報のやりとりの履歴は、平成29年7月から、マイナンバーについての情報提供等記録開示システムである「マイナポータル」を使ってご自身で確認することができるようになります。

## マイナンバー制度の問い合わせ先



マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル)

電話番号: 0120-95-0178

※外国語は0120-0178-26

※受付時間は、平日9:30~17:30(土日祝・年末年始を除く)です

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「市・県民税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は 市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

# 軽自動車税

## 軽自動車税は4月1日現在の所有者にかかる税金です

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。

### ○軽三輪・軽四輪（660cc以下）の税率は以下のとおりです

車種	税率		
	A 旧税率	B 新税率	C 経年重課
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円
	営業用	5,500円	6,900円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円
	営業用	3,000円	3,800円

#### 税止めの申告をしてください！

三重ナンバーの軽自動車やオートバイ(125ccを超えるもの)などの登録の変更手続き(廃車、住所・名義変更など)を三重県外で行ったときは、ご自身で税金を止めるための申告をする必要があります。

A 旧税率…平成27年3月31日までに新車新規登録した車両について、登録後13年まで適用されます。

B 新税率…平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両について、登録後13年まで適用されます。

このうち、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録した車両について、平成29年度のみグリーン化特例が適用されるものがあります。詳細は市ホームページをご覧ください。

C 経年重課…新車新規登録後13年を経過した車両に適用されます。

### 《税率区分早見表》

初度検査年月	課税年度														
	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
平成14年以前															
平成15年1月～平成16年3月															
平成16年4月～平成17年3月															
平成17年4月～平成18年3月															
平成18年4月～平成19年3月															
平成19年4月～平成20年3月															
平成20年4月～平成21年3月															
平成21年4月～平成22年3月															
平成22年4月～平成23年3月															
平成23年4月～平成24年3月															
平成24年4月～平成25年3月															
平成25年4月～平成26年3月															
平成26年4月～平成27年3月															
平成27年4月～平成28年3月															
平成28年4月～平成29年3月															

環境負荷低減(グリーン化)を進める観点から、三輪以上の軽自動車について平成28年度から導入されました(電気自動車などには適用されません)。

平成29年度から重課となる車両は初度検査年月(※)が平成15年1月～平成16年3月のものです。

※自動車検査証に記載されています

Q 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかりますか？

A 道路を走行するかしなにかにかかわらず課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを手車に取り付けてください。



Q 原動機付自転車が盗難に遭った場合はどのようにしたらいいですか？

A 警察へ盗難届を提出し、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名、提出年月日、受理番号、印鑑が必要です。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「軽自動車税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

## 市税は納期限までに納付してください

皆さんに納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに、納付してください。

なお、コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、期限までであれば全国の主要なコンビニエンスストアでも使用できます。

### ◎納付可能な窓口

- ・四日市市指定の金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部を除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所 2 階・5 番窓口）

## 納税が困難なときは **お早め**にご相談ください

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、収納推進課までご相談ください。

一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

## 市税を滞納すると・・・

市では、市税の納期限を経過しても納付されない人に対して、督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、法律に基づく手続きにより財産を差し押さえたりすることになります。

このようなことにならないよう、納期限までに納付をお願いします。

## 夜間・休日窓口を開設しています

平日や昼間に納税や納付相談に来られない人は、ご利用ください。

### 夜間窓口

場所：収納推進課

（市役所 2 階・5 番窓口）

受付時間：平成29年 2 月28日までの

毎週月・火・木・金曜日の19：30まで

（12月19日～平成29年 1 月 6 日と祝日を除く）

### 休日窓口

場所：収納推進課

（市役所 2 階・5 番窓口）

受付時間：毎月最終日曜日（12月は18日）

10：00～16：00

※夜間窓口、休日窓口ともに**市役所地階の夜間休日受付**へお越しください

納税は、便利で  
安心な

口座振替を  
ご利用ください！



振り替え可能な税の種類	市民税・県民税(普通徴収) 軽自動車税、 固定資産税・都市計画税
用意するもの	通帳、通帳の届け出印、 納税通知書
手続き場所	口座振替取扱金融機関 または郵便局の窓口  ※申込用紙は市内支店の窓口にあります。郵送をご希望の場合は、収納推進課へご連絡ください

### ◎ご注意

- ★手続きには約1カ月が必要です。余裕を持って手続きしてください
- ★ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えます。納期限の前日までに、振替登録口座の残高をご確認ください
- ★固定資産税や軽自動車税は所有者に課税されるため、所有者が変わった場合（相続も含みます）は、新たに口座振替の手続きが必要です
- ★振り替え後、領収書は発行していませんので、振替額などについては預貯金通帳を記帳し、ご確認ください



納期限は納税通知書の他、ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの総合サービス案内から「税金・ふるさと応援寄附金」→「納税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉ syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp